

任については、前回の社長公募とどういふふう
に違ふのか、よくわかんなかったというのが私
達の感覚であります。ぜひその辺も、ほかの議
員の質問にもありますので、お願いをしながら、
きょうの私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

渡部秀樹議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位9番、議席番号7番、
渡部秀樹議員。

(7番渡部秀樹議員登壇)

○7番 渡部秀樹議員 お疲れさまでございます。

夏とともに猛暑も去り、残暑のない初秋を迎え、ここ数日は少し夏の暑さが恋しくなるような日々を過ごしておりました。ことしの夏も西日本を中心とし、台風が猛威を振るっておりましたが、この東西に長い日本列島は、地震列島とも台風列島とも言われ、多くの自然災害に見舞われる自然災害大国ではありますが、土は肥え、川の流れは清く、あまたの作物が実る、まさに豊穡の大地でもあります。

私の友人の一橋大学の大学院に在籍しておりました韓国人の女性が、山形の緯度は北緯38度で、韓国では北朝鮮との軍事境界線が走り、土は冷たく、作物は育ちにくい。しかし、日本の土はバクテリアの働きなのか、晩秋でも暖かく、作物が実る。まさに緑豊かな楽園のようだと言っておりました。先日、長井市内をドライブしておりまして、彼女の緑豊かな楽園のようだという言葉を改めて納得いたしました。この秋、長井市内に大きな災害が起きないことを祈りつつ、この豊穡の地を守ってくださっている農家の皆様に感謝し、また、この秋の実りにご期待申し上げ、一般質問を始めさせていただきます。

質問は4件あります。順次質問させていただきますので、それぞれお答えいただきますよう

よろしくお願いいたします。

1件目は、豪雨災害等の災害対策についてであります。

豪雨災害という言葉は、市民生活を営む上でも決して縁遠いものではなく、毎年6月から7月の梅雨による豪雨、雨台風による豪雨、秋雨前線による豪雨、また、近年日本中の至るところに大被害をもたらしますゲリラ豪雨など、豪雨災害は新聞、メディアなどに目につくものがあります。

平成11年6月29日に、北九州、中国地方に中心に起きました6.29豪雨、平成18年7月に長野県岡谷市を中心に起きました平成18年7月豪雨、平成25年7月には、お隣、南陽市でも起きました豪雨災害、平成26年8月に起きました平成26年8月豪雨による広島土砂災害など、例を挙げれば切りがありません。

本市でも例外ではなく、昨年、一昨年と豪雨により浸水害や土砂災害など、自然災害に見舞われ、市民生活に大きな打撃を受けました。このたび重なる災害を経て、本市では浸水害について、現在どのような対策をしているのでしょうか。また、今後どのような課題があるとお考えでしょうか、お聞きいたします。この件に関しては、危機管理についてのことなので、総務課長に答弁のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、土砂災害についてであります。

本市には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とが指定されておりますが、土砂災害警戒区域63カ所のうち51カ所が土砂災害特別警戒区域にも含まれております。本市が災害警戒する自然現象は土石流と急傾斜地の崩壊であります。土石流が42カ所、急傾斜地の崩壊が21カ所、また、警戒区域を地点名でまとめますと、金井神、日の出町、伊佐沢、森、五十川、白兔、寺泉、草岡、勸進代、平山地区と、また、祝瓶山荘、そして木地山ダム湖岸と、市内の山沿い

で急傾斜と沢を持つ多くの地形がこれに含まれ、市民生活を考えますと、危険地帯のパトロールなどの予防対策、そして、日々の啓発活動の必要性は高いと思われます。

そこで、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されております区域と、その区域にお住まいの方々にどのような対応をしているのか。また、今後どのような課題があるとお考えでしょうか、お聞きいたします。この件に関しても、危機管理ということなので、総務課長に答弁のほどお願いいたします。

さらに、昨年、一昨年と起きました豪雨災害の復旧工事の進捗状況について、建設課長に建設課所管の工事について答弁お願いいたします。

また、通告書では答弁をお願いいたしました市長について、再質問のときによろしくお聞きいたします。

2件目は、除雪、融雪等の問題であります。

統計によりますと、日本は世界で最も雪の降る国であります。降雪量世界トップ3の市や町を上げますと、3位が立山アルペンルート of 雪の回廊で有名な富山県富山市、年間降雪量は3メートル63センチ、2位が、さっぽろ雪まつりで有名な北海道の札幌市、年間降雪量4メートル85センチ、1位は、八甲田山の高地に位置し、世界でも飛び抜けた豪雪地帯であります青森県青森市の年間降雪量7メートル92センチ、もはや8メートル級であります。さらに、積雪量のギネス世界一も日本の滋賀県にありまして、滋賀県と岐阜県の県境にあります伊吹山の山頂付近です。伊吹山は、標高が1,337メートル、その山頂付近に11メートルと物すごい雪が積もっております。日本がいかに降雪量の多い国であるかわかります。

東日本各地の地方行政では、さまざまな対策で雪と戦いながら、1年の3分の1以上の期間を生活しているわけですが、国土交通省でも指針を示しており、国土交通省国土政策局

地方振興課が平成25年3月に出しました「除雪問題待ったなし！力をあわせて解決！地域除雪活動☆実践ガイドブック（行政職員向け）」、その冊子を見ますと、さまざまな例が載っております。何件か例を挙げさせていただきますと、青森県青森市赤坂町町内会赤坂スノーバスターズ、3台の小型除雪機を活用し、歩道や幅員の狭い道路の除雪、排雪を行う。また、3台の小型除雪機のうち、1台は県からの貸与品でありまして、全てボランティアで運営されております。また、富山県の南砺市城端地区の毎年雪なしデーと決め、地域の住民総出で自宅前、道路脇、公園、歩道などの除雪、排雪を行うと、地区民みんなで頑張るというタイプの事例ですね。越後雪かき道場とありまして、NPO法人中越防災フロンティアが主催します地域外からのボランティアを受け入れまして、指導を住民がするというパターンです。地域外ボランティアの受け入れというタイプの事例になります。そして、山形県村山市、市、県の協力のもと、道路を通行どめにして、住民が一斉に排雪し、市道や県道に雪をまとめて出し、ブルドーザーやダンプでまとめて排雪をするという仕組みです。地域と行政が協力するという事例になります。まだまださまざまな事例が載っていましたが、どれも地域の特性によりつくられた仕組みであり、本市も独自の除雪、排雪対策を考えていく必要性を感じました。

そこで、お聞きいたします。住宅密集地や密集市街地の細い路地の除雪についてであります。除雪作業はどのような形態で行われているのでしょうか。細い路地には市道とその他の道路があり、除雪の作業や補助形態は違うと思いますので、詳細に説明いただければ幸いです。この件に関しては、建設課長に答弁お願いいたします。

続きまして、吹雪による吹きだまりや視界不良対策として有効な防雪柵の設置についてであ

ります。

近年、爆弾低気圧による暴風雪に起因する死亡事故は後を絶たず、平成20年、24年、25年の北海道、平成20年の新潟の死亡事故など、その多くが暴風雪による視界不良等のトラブルにより、車ごと立ち往生し、車内で一酸化炭素中毒や低体温症からの凍死により息を引き取っております。もしその区間に防雪柵が設置されていれば、助かった方もおられたかもしれません。

そこで、建設課長に、市内の防雪柵が設置されてる箇所と、今後の設置予定箇所についてお聞きいたします。この件に関しても、市長、再質問で答弁をお願いいたします。

続きまして、空き家対策についてお聞きいたします。

平成27年5月26日、完全施行されました通称、空き家対策特別措置法、正式名称ですと空家等対策の推進に関する特別措置法になりますが、本市も長井市空家等の適正管理に関する条例及び条例施行規則を平成26年3月31日に制定し、空き家調査もなされました。この法律では、国のガイドラインによりますと、特定空き家等に対する措置が明記されており、特定空き家等に対しては、除去、修繕、立ち木、竹の伐採等の措置、助言、指導、勧告、命令が可能と。さらに、要件が明確化された行政代執行の手法により、強制執行が可能であると、かなり強力な強制力を持っております。

そこで、長井市では、空家等対策の推進に関する措置法の施行に伴い、どのような対策を検討しているのでしょうか、市長にお聞きしたいと思います。

また、建設課長にお聞きしますが、空家等対策の推進に関する特別措置法施行直後に相談させていただいた案件であります、建物所有者が死亡し、数年がたち、法的な財産相続者がなく、非管理住宅になっている住宅で、雪害により住宅のガラスが割れ、ハクビシンが住みつき、

あたりは草が伸び放題、割れたガラスが風で飛散し危険な状態で、隣地にお住まいの住民からは対応を懇願されているという案件があった場合、どのような対応が考えられるでしょうか、建設課長に答弁のほどよろしく願いいたします。

続きまして、4件目は、長井市観光交流センター「かわと道の駅（仮称）」と仮称、長井市観光地域づくりプラットフォームの進捗状況等についてであります。

長井市観光交流センター「かわと道の駅（仮称）」については、当初から本議会では数年にわたりさまざまな議論を重ねてきた案件でもありますし、その建設用地はシルバー人材センター及び住宅3件以外、全ての建物が解体され、きれいな空き地になっており、バイパス沿いということもあって目立つものでありますから、工事関係や運営組織の構築については、当然のことながら、市民の注目を集めております。

そこで、現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。工事関係の進捗状況については、建設課長に、運営組織の構築については、商工観光課長にそれぞれお答えいただけますようお願いいたします。

また、（仮称）長井市観光地域プラットフォームの進捗状況に関しましては、第5次総合計画の観光振興分野の目玉となる重要な事業でありますので、詳細にお答えいただければ幸いです。所管課の商工観光課長をお願いいたします。

以上、壇上からの質問は終わりになります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 渡部議員からご質問いただきました4点のうち、私からは、3点目の空き家対策についてお答えを申し上げます。

議員からは、空き家対策特別措置法施行に伴い、どのような対策を検討しているのかという

ようなご質問でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う今後の空き家対策については、今まで困難だったさまざまな問題、課題に対して、法令に基づき立入調査や必要な措置をとることが可能になったことから、国で示しておりますガイドラインを参考にしながら、その対応等を検討していきたいと思っております。

今回の特別措置法の施行を受けて、空き家等対策に関係する各課間の連携体制、また、相談を受ける体制の整備を図るなど、実施体制の整備が重要であると考えております。また、空き家等に対するさまざまな措置を講ずるだけではなく、空き家そのものの発生や増加を抑制する施策も重要であると考えております。例えば所有者の意識の醸成や理解増進を図る取り組みや移住希望者や関係民間団体等の連携のもと、空き家等の売買、賃貸、適正管理、除去等などの幅広いニーズを掘り起こす取り組みなどが考えられます。

さらには、空き家等の利活用、除去等に対する財政支援策も重要であると考えているところです。例えば空き家再生等推進事業等の補助メニューの活用などが考えられますが、そうした施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると考えているところでございます。今後ともいろいろご指導賜りたいと思っております。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 齋藤環樹総務課長。

○**齋藤環樹総務課長** 私のほうからは、ご質問の1番目、豪雨災害等の災害対策等についての関係についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)浸水害対策の現状と今後の課題についてでございますけれども、まずは、近年の市内家屋の浸水被害について申し上げたいと思っております。平成25年7月17日から18日にかけての豪雨では、床上浸水が3件、同年7月22日の豪雨では、床上浸水28件、床下浸水41件、26

年7月9日から10日にかけての豪雨では、床上浸水12件、床下浸水61件となっております。

これらの根本的な原因といたしましては、東北地方に停滞する梅雨前線に向かって接近する台風から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、県南部を中心に、過去に経験のない記録的な豪雨となったため、小河川の排水が追いつかず、道路等が冠水、床下、床上浸水の被害を受けたものでございまして、降雨が長時間続いたことにより、置賜白川、最上川の水位も急上昇したものでございます。

市といたしましては、状況に応じまして、早い時期に災害対策本部を設置し、所要の対応を行うとともに、水防団、消防団の皆様には、平成25年7月17、18日豪雨では延べ221人、同年7月22日豪雨では482人、26年7月9日、10日豪雨では442人の出動をいただきまして、災害現場で警戒、あるいは水防作業に献身的な活動をいただいたところでございます。

浸水害被害を伴います豪雨災害等の一連の対応につきましては、市の災害対策本部等の会議の場などで、一定の検証、総括を行っておりまして、それらに基づきまして、今年度から主にソフト面で新たな対応を行っておりますので、ご説明申し上げたいと思っております。

なお、この対応につきましては、浸水害そのものというよりも、浸水害を引き起こす蓋然性が高い豪雨災害への対応ということで説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、ハード面の浸水害の対策の関係につきましましては、建設課長が答弁を用意しておりますので、よろしくお願いたします。

今年度からの新たな対応、4点ほどございますが、その1つ目でございますが、これまで地震対策を基本としていた市災害対策本部の体制整備でございまして、豪雨災害等にも対応してスムーズな職員の参集対応を図るため、市災害

対策職員初動マニュアルの改定を行ったこと
でございます。初動マニュアル改定の具体的な
内容といたしましては、3点ございまして、1
点目でございますが、避難所の担当職員、こ
れ50名弱ですけれども、あらかじめ避難所
ごとに選定をいたしまして、機動的で効果
的な避難所の開設、運営を図るといこと。そ
れから、2点目ですけれども、若手の男性
職員の中から現場対応職員ということで、
20名ほどですが、あらかじめ選定いたし
まして、災害時にどうしても発生する、一
時的ではあっても、消防団等でどうしても
手が回らないようなさまざまな業務、例
えば交通誘導や土のう積み等々の作業に機
動的な対応を図ることといたしまして、必
要な装備、装備というほどのものではござ
いませぬけれども、ヘルメット、雨具、長
靴等を用意するとともに、必要な研修も
考えているところでございます。3点目
でございますが、災害対策本部の設置基
準、避難勧告等の発令基準等を明示し、
職員の参集ルールの明確化を行ったこと
でございます。

今年度からの新たな対応の2つ目ござい
ますが、避難所の見直しでございまして、
2年連続で発生した豪雨災害の教訓を生か
しまして、避難所の選定、運用について、
現在総合的な見直しを進めているところ
でございますが、今年度は試行的に5カ所
を新たに指定したところございまして、
関係の地区の皆さんには7月15日の文
書でお知らせをしているところです。今
後も検討を継続させていただきまして、
最終的には地域防災計画に定める予定
でございます。

それから、3つ目ですけれども、水防団
員の皆様が非常災害時に長時間の活動
を行った際の費用弁償額を増額、今年
度から増額いたしましたものでござい
まして、これまで警戒及び非常災害に
出動したとき、1回1,000円という
ものでございましたが、今年度からは、
警戒及び非常災害に出動したときで、
出場が4時間以上にわた

った場合は1回2,000円に改定さ
せていただいたものでございまして、
団員の皆さんの士気向上等のため、
多少なりとも処遇改善を図らせて
いただいたところです。

4つ目ですけれども、情報伝達体制の
整備でございまして、コミュニティー
FMおらんだラジオの緊急割り込み
装置の整備が昨年度完成しました
ので、今年度から災害時に市役所
から緊急放送が可能となりました。
あわせて、緊急時に強制起動が
可能な防災ラジオ200台を各
地区及び自主防災組織を中心
に配備させていただいて
いるところでございます。

次に、(2)土砂災害警戒区域と土砂
災害特別警戒区域への対応と課題
についてのごとくお答え申
上げます。

土砂災害に係る指定区域には、土砂
災害警戒区域と土砂災害特別
警戒区域の2つがございま
して、都道府県が必要な調
査を行い、区域の指定を行
うものでございまして、土
砂災害警戒区域は、急傾斜
地の崩壊等が発生した場合
に、住民等の生命、または
身体に危害が生じるおそれ
があると認められる区域
で、危険の周知、警戒、
避難体制の整備が行われ
るもので、これは26年8
月末現在の数値では、全
国で36万カ所が指定され
ております。それから、土
砂災害特別警戒区域につ
きましては、急傾斜地の崩
壊等が発生した場合に、建
築物に損壊が生じ、住民
等の生命、または身体に著
しい危害が生じるおそれ
があると認められる区域
で、特定の開発行為に対
する許可制、建築物の構
造規制が行われるもので
、これも同じ、同様に昨年
8月末の数値ですが、全
国で21万カ所が指定され
ております。

市内の指定箇所ござい
ますが、先ほど議員から
ございましたが、現時点
の数字を申し上げますと、
土砂災害警戒区域が69
カ所、そのうち土砂災害
特別警戒区域が57カ所
になっておりまして、土
砂災害警戒区域69カ所
の内訳は、土石流のお
それのところ47、急傾
斜地が22、地す

べりはゼロという内容になっております。

こうした中で、昨年、平成26年8月豪雨による広島市北部での大規模な土砂災害被害を契機といたしまして、土砂災害対策防止法の一部改正がなされました。改正のポイントは、3点ほどございます。1つは、都道府県が行う基礎調査結果の公表の義務づけ、基礎調査及び区域指定の促進、なかなか進んでいないということで、促進を図ること。2つ目は、土砂災害警戒情報、これは都道府県が市町村に出すものですが、法律に明記して、都道府県に対し市町村への通知及び一般への周知を義務づけること。3つ目でございますが、市町村地域防災計画で土砂災害に対する避難場所、避難経路、避難訓練、情報伝達等を定めることなどを定めまして、防災意識の高揚等を図ることとされております。

これは、昨年、平成26年8月の豪雨で、土砂災害、甚大な被害があった広島市の安佐北区や安佐南区につきましては、危険箇所の大半が警戒区域に指定されていなかった。また、一昨年、平成25年10月の伊豆大島で発生した土石流の被災現場も警戒区域には指定されていなかったことなどが背景にあり、その反省を踏まえ、対応措置がなされたものと言われております。なお、山形県は、警戒区域の調査及び指定は、全国的には比較的進んでいる都道府県でございます。

市といたしましては、土砂災害対策防止法の趣旨を踏まえまして、市町村の責務とされる事項について必要な対応を行っております。大きく2点ございます。

1つは、議員ご指摘の市内の警戒区域についての市民の皆さんへの周知でございまして、昨年9月に、文書の名前ですけれども、土砂災害警戒区域等への緊急周知についてという題名で、隣組回覧文書で土砂災害警戒区域等の指定状況、避難場所等についてお知らせしたほか、同じ内容の記事をし、ホームページに掲載していますほか、随時開催している自主防災組織の研修会

等において、自分のお宅が警戒区域に入っているかどうか、ぜひ確認をしてほしい旨を呼びかけているところでございます。それから、今年度から土砂災害ハザードマップの作成を開始しております、区域ごとに順次作成し、早期に完了したいと考えております。浸水ハザードマップはございますが、土砂災害そのもののハザードマップはまだこれからということで、早期に作成したいと考えているところです。

土砂災害対策の2つ目の点ですけれども、避難の呼びかけ体制の整備でございまして、警戒区域を含む地区に対しては、土砂災害警戒情報、避難の基準となる気象情報等が一定の基準で早い段階で呼びかけることとしておりますが、こうした情報の伝達については、携帯電話への緊急速報メールや今年度、地区、あるいは自主防災組織を中心に配置させていただいているコミュニティFM防災ラジオも活用する予定でございまして。

なお、土砂災害警戒区域は、長井市の洪水ハザードマップ、これは平成21年の3月に全戸配布をさせていただいておりますが、これにはその時点での土砂災害の警戒区域と予定区域も記載されておりますが、それである程度のところは確認できますけれども、より細かく確認する場合は、県のホームページ等でも確認することができます。

土砂災害に係る防災対応の課題というところでございますが、土砂災害につきましては、一人一人の市民の皆さんに早目の避難行動をとっていただけるような防災意識の醸成が必要ではないかと思っております。国が示している避難ガイドラインでも、警戒区域に住む住民は自発的に避難を行うことを推奨してございまして、市でも早目に避難所を開設し、避難の呼びかけを行うこととしておりますが、これまで市内では豪雨災害は何度か発生したものの、実質的な土砂災害、いわゆる土石流が発生するとか、急傾

斜地が崩壊するとか、そういった経験は実質的にはないということで、土砂災害の恐ろしさ、危機意識がともすると希薄ではないかと感じておりまして、土砂災害も含めた防災意識の醸成を図っていく必要があると考えているところがございます。

私からは以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設課長。

○**青木邦博建設課長** 豪雨災害等の災害対策について、(1) 浸水害対策の現状と今後の課題について、私のほうからは、主にハード面についてお答えいたします。

昨年7月9日から10日の梅雨前線豪雨による被害の復旧につきましては、単独事業で道路約30カ所、河川約10カ所について、原形復旧や倒木、流木処理を行ったほか、補助災害では、大石線とながい百秋湖線で道路災害復旧工事の査定により、復旧延長656.5メートル、査定額1億3,231万7,000円の決定を受けたところでございます。大石線につきましては、この8月末で全線完了し、ながい百秋湖線につきましては、現在施工中でございます。2年連続の被害に見舞われた金井神地区につきましては、県の砂防事業で梨木沢、安ノ沢の砂防ダムが着手され、本市においても、金井神樋門に通じる天の沢の河川改修工事に着手しております。市街地の準用、普通河川につきましても、水害の常襲となっている箇所について、昨年度、そして今年度も引き続き部分的な改修を行っております。

今後のハード面の課題といたしまして、今年度は現地調査を行いながら、市街地の河川網を図化し、その上で、今後は点の整備ではなく、市街地全体の河川計画を立て、整備を図っていきたいと考えております。

続きまして、問2、除雪、融雪等の問題について、(1) 住宅密集地や密集市街地の細い路地の除雪、融雪の現状と課題について、(2) 防雪柵設置箇所と今後の設置予定箇所について

お答えいたします。

冬期間、長井市で行っている機械除雪の延長は約323キロメートル、消雪道路の延長は約16.2キロメートルとなっております。除雪路線に入っている細い路地につきましては、通常路線と同様に、降雪量に応じて除雪を行っております。道路除雪で使用している機械のうち、主に狭い道路で使用する機械として、歩道用ロータリー車9台、ハンドガイド除雪機5台を使用しております。しかし、細い路地では、周辺にうちがあり、また、構造物や立ち木等で雪を一時的に堆積できる場所の確保が困難な地域であるため、その場所の確保など、通常除雪を行うには地区のご協力が不可欠となっております。消雪道路につきましては、高齢化が進む現状において、各地区よりいただいた要望について、狭隘性や交通状況、住宅の連檐性などを勘案してすることになりますが、全ての要望箇所にお応えするのは難しいのが現状でございます。

除雪路線に含まれておらず、市民の方に除雪を行っていただいている路線につきましては、申請により長井市生活道路除雪事業等補助金という形で助成を行っております。主に簡易消雪の電気代や機械除雪の機械の借り上げ料への補助になりますが、平成26年度の申請件数は35団体でございました。補助率は、市道の場合、除雪経費の50%、市道以外の路線については、その30%となっております。この補助金制度については、市報及びホームページにて掲載しております。

また、除雪事業全体の課題として、除雪機械のオペレーターについても人材不足と高齢化が進んでおり、現在退職した方に頼み込んで契約を受けてもらっているとお聞きしております。除雪オペレーターの指導や育成という点でも喫緊の課題と考えております。

続きまして、現在市道における防雪柵の設置箇所でございますが、北中前の谷地高堰線、歌

丸地内の歌丸添川線、平山地内の中街道線で、いずれも通学路や緊急輸送道路になっている1級市道でございます。防雪柵の要望は、PTAなどを中心に、主に通学路になっている箇所が多く、西根地区、平野地区、豊田地区より要望、請願をいただいております。

防雪柵は、冬季の風雪に耐え得る構造が必要で、基礎部分には、土質にもよりますが、3メートルから5メートルのアンカーを打ち込む必要があります。メートル単価も通常の道路改良工事と変わらない15万円から20万円の高額な工事費がかかります。単独事業としての施工は非常に難しく、社会資本整備総合交付金を活用し、今後設置を検討していきたいと考えております。

続きまして、空き家対策について、空き家対策特別措置法の施行に伴い、どのような対策を検討しているのかについてお答えいたします。

平成26年度に長井市空き家等の適正管理に関する条例を施行しており、倒壊等のおそれのある空き家等の所有者に対し、空き家等の適正管理について助言、指導を行ってまいりましたが、空き家の所有者等が不明などにより、指導や助言ができない。取り壊し等に要した費用の請求先がわからないなどの課題や所有者がわかったとしても、本人の意識や理解の不足、経済的な理由などにより応じてもらえない等の課題が出てきております。

今後につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、固定資産情報を利用して所有者等の把握や空き家等への調査、空き家等に関するデータベースの整備等、さらには、国の指針に沿った空き家等対策計画を策定して進めていくことなどを考えております。具体的には、空き家等への立入調査やその調査結果をもとに必要な措置を助言、指導、勧告及び命令の実施や固定資産税等の住宅用地特例の解除などができるようになったことから、そうした施策を総合的かつ計画的に実施する体制の整備を

図る必要があると考えております。

次に、具体的な事例に対する対応でございますが、相談をいただいて以降、担当職員が現場に赴いて現状等を把握しておりますが、所有者の関係で、空き家等の適正管理の助言、指導ができない状況でございます。今後につきましては、ただいま述べたように、空き家等対策に係る取り組みについて、実施できる体制を整備しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、長井市観光交流センターの進捗状況についてお答えいたします。

観光交流センター敷地内の用地買収につきましては、旧マーク工場、白川ダム宿舎、食糧事務所の解体工事が6月30日をもって完了しております。旧データポイントにつきましても、7月29日で解体が終了し、引き渡しを受けております。一般住宅3件につきましては、7月初旬に用地買収及び物件移転補償契約を締結しております。工事につきましては、長井市観光交流センター水路つけかえ工事を8月14日契約で発注いたしました。長井市観光交流センター建築工事につきましては、8月11日の入札が不調だったことを受け、再公告に向けて現在精査、準備中でございます。あわせて、建物部分についての開発行為を申請しているところでございます。以上が現在の進捗状況でございます。

私からは以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 川村直人商工観光課長。

○**川村直人商工観光課長** 初めに、観光交流センターの運営組織の構築についてお答えを申し上げます。

観光交流センターの機能といたしましては、物産の販売、農産物の直売、観光の総合案内、そして軽食の提供、また、まちづくりの紹介等を行う予定で進めております。観光交流センターにつきましては、公益的な事業と収益事業を両立させていきますことから、地場産業振興センターを指定管理者とする方向で今現在準備を

進めているところでございます。また、後ほどお話をいたします仮称、観光地域づくりプラットフォームにつきましても、事務局機能を地場産センターで担うこととして今現在準備を進めているところでございます。また、来年4月から長井市観光協会の事務局の融合を図りまして、観光面、そして商業的な機能面が一体となった組織体制の構築を図ってまいります。こちらを含めまして、今申しました機能での人員体制を組む予定としておりますことで、現在検討を進めているところでございます。

29年の4月1日の開業までのスケジュールといたしましては、平成27年度中にマネジャーと総合職2名の公募、そして、道の駅としての名称募集を行いまして、平成28年度当初から人的な配置によりまして開業準備に当たりたいというふうに考えてございます。道の駅の登録につきましては、来年5月から準備を始めまして、10月に登録完了というような予定で進めてまいります。また、指定管理に向けましては、平成28年12月に指定管理者指定の議案を上程させていただきまして、3月に相手方と協定を締結する予定でございます。

次に、仮称、長井市観光地域づくりプラットフォームの進捗状況についてお答えを申し上げます。以降、略してプラットフォームということで説明をさせていただきます。

プラットフォームは、端的に申しますと、長井市が誇るさまざまな地域資源を最大限活用して、長井に来て、まずいただく。いろんなところをめぐっていただく。体験していただく。食べていただく。そして、買っていただくといったような長井市発着でのさまざまな観光パターン、着地型旅行商品を市民の皆さん、つまりオール長井でつくり上げて、販売をして、そして来訪者の方々をもてなすといった仕組み並びに組織体のことでございます。

そうした仕組み、そして情報発信などを行う

ことによりまして、ワンストップでお客様を受け入れるといった窓口機能を持つことができることとなります。長井市の方々と来訪者の方々の交流は、つまり観光そのものでございますので、交流人口をふやしまして、長井市でいろんなスタイルで楽しんでいただいて、お金を使っていただくことによって、地域経済の活性化を図っていくことを目的としているものでございます。

具体的な流れにつきましては、まず、ことし1月にプラットフォームの設立準備会を立ち上げたところでございます。この準備会につきましては、全体会といった位置づけにしております。会長1名、副会長2名、その下に幹事16名での体制としてございます。そのほかに、プラットフォームの立ち上げに関係いただく方々で構成する検討委員会がございまして、その中のメンバー、35名ございますが、その方々につきましては、着地型旅行商品の企画部会、そして、情報発信部会、そして商品開発部会の合計3つの専門部会に入らせていただきながら、現在は組織体制づくり、そして地域内の旅行商品づくり、そして情報窓口の一元化、さらには地域のもの売っていく商品開発に向けて準備を進めているところでございます。この10月には、一旦全体の検討委員会並びに幹事会を開催いたしまして、取りまとめ作業に入る予定としてございます。その後も組織構築と取り扱う業務をさらに具現化いたしまして、来年の3月に設立総会を開催して、4月から業務開始の運びを進めているところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 7番、渡部秀樹議員。

○**7番 渡部秀樹議員** 皆様、丁寧なご説明ありがとうございました。

まず、1件目の浸水害について再質問させていただきます。

まず、ソフト面の見直しとして、マニュアル、

避難所等ですね、ラジオも含めまして、この短時間でかなりのボリュームのある見直しだったと思います。ハード面といたしましても、砂防ダムのほうもつくってもらっているという形で、また同じ場所で同じ災害がないように私も祈っているわけですが、この浸水害の備えは、ソフト面の見直しですとかも必要になってきますが、備蓄も含めまして、人材確保も必要になってくるんですけども、この砂防ダムのような若干のハード事業も伴うものも必要になってくると思います。

ここで、私、一つ提案したいことがあります。浸水害の備えは、備蓄等の物資やソフト面に限らず、最上川の合流点付近からの治水対策の必要性があるのではないかと考えております。そこで提案なのですが、常には観光や市民のレジャー、そして豪雨時には治水に役立つ遊水池と、まちなかの水を速やかに排水するポンプ施設の提案でございます。この件に関しては、後ほど市長にお考えをお聞きしたいんですけども、お隣であります宮城県では、長沼という自然湖がありまして、それに4つの水門を取りつけ、長沼ダムとして上流にある3つのダムと連携して洪水の調節をしております。このダムは、通常はレクリエーション目的であるダムであります。具体的に言いますと、ボート競技、レガッタを行うための水位確保を行っております。補足であります。2006年、人気ドラマでありました「レガッタ」の撮影に使われたボートコースありまして、俳優、速水もこみちさんがそこで練習しておりました。また、ダムから放流いたします迫川本流が危険水位に達しますと、本流からの越流を防ぐために水門を閉じ、本来の治水ダムとしての機能を発揮します。さらに、このダムに流入せずに直接迫川本流に流入する河川には、水門と強制排水するためのポンプ施設がありまして、越流や上流域の洪水を未然に防いでおります。

この仕組みを小型化し、例えばですが、木蓮川から野呂川の最上川の合流点付近に、用地としては堤防の内側になってくるんですけども、調整用の長い遊水池、例えば水路や運河のようなものですね、つくり、また、舟場から館町の数本の河川水門に能力の高い排水ポンプを設置し、まちなかの雨水を速やかに排水することで、洪水とともに越流を防ぐというものであります。また、遊水池には、緊急時以外は水辺の公園として使えますので、デザイン次第で舟運観光、水辺観光、山の港町長井のイメージアップにも使えるのではないかと思います。この件に関して、市長、ご答弁ください。お願いします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 遊水池を設けるということですが、今私どものほうで特にまちなかの内水対策として、まず、河川網図をつくっていかうと、まちなかのですね。あと、一方で、この間、土曜日ありましたけれども、文化的景観ということで、長井のまちの水路の果たす役割は非常に大きいということから、今後この水路を、通常は非常に恵みがあったり、文化的景観であったりするわけですが、災害時には、集中豪雨時ですね、そういった被害なども発生しますので、下流のほうからずっと、どういうふうにしたら水害、床下浸水などがありましたので、そういったものが防げるかという計画を立てると。その際に、渡部議員から提案あった件についても、必要だったらそういったものをやればいいわけでありまして、その際に検討をしてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

○**渋谷佐輔議長** 7番、渡部秀樹議員。

○**7番 渡部秀樹議員** 市長、答弁ありがとうございました。

いきなりの話で、荒唐無稽のような話なんですけども、また、予算のかかることでありますので、費用対効果については十分に検討してください。また、もしつくるのであれば、排水ポ

ンプの施設ですが、緊急時対応なので、ツーアクション、どうしても慌ててやってしまう施設であります。これは簡単な操作で使えるような基盤にしていきたいと。災害時に操作できないといった事例が実は全国的にありまして、壊してしまったり、機能を発揮しないという面もありますので、ほかのポンプ施設や災害等施設にもあることなんですけども、災害時にしっかりと対応できるような施設をつくっていただきたいと。また、この件に関しては、検討のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、1件目の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域であります。先ほど、総務課長、建設課長に答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

現状をしっかり把握されておりまして、ハザードマップの再構築ですとか、広島の反省を踏まえた警戒区域の見直しですとか、その対応をされていると思います。課題も明確に研鑽されていると思います。高齡化社会でありまして、若手の不足、人口減少から加速しておりますので、さまざまな問題点が緊急時でも起きる可能性が予測されますので、今後とも柔軟な発想を持ってご対応をお願いしたいと思います。

また、建設課長より、災害区域の復旧状況について答弁ありがとうございます。大変多い工事箇所、緊急対応、迅速な対応、まことにありがとうございます。今後とも市民の安全と安心を守るために、対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、土砂災害特別警戒区域に付随いたしまして、1点だけ建設課長にお聞きしたいと思います。

先日、市民の方からお話をいただいたのですが、8月21日付の建設課からの文書でありまして、土砂災害特別警戒区域にお住まいの皆様へと、表題が土砂災害等危険住宅移転促進事業についてとの文書が届き、内容は、警戒区域内の

住宅の除去費用と区域外に移転するときの住宅の建築費用の4分の1を補助するというものでしたが、これを受け取った市民の方は、下水道に流入するため、水回りのリフォームも終わり、安心して生活しているのに、ここが危ないから出ていけといくのかと、4分の1の補助でどうすると、何の説明もなく、一方的過ぎると、大変なけんまくでありました。

私が実際にこの文書をお読みすると、土砂災害特別警戒区域に住んでる方で、区域外に移転を考えている世帯があれば、補助の対象になりますので、事前にお知らせくださいといった内容でございました。私は行政経験がありますので、ちょっと行政的な文書でも理解できますけども、一般市民の方で、こういった表題で書かれますと、危ないから今すぐこの家を壊して出ていけというのかと読まれてしまってもいたし方ないのかなと思ひ、この説明を読み砕いてきました。

お話しいただいた方には、そこの近所の方も踏まえて、誤解のないように説明してまいりましたが、表題の土砂災害等危険住宅移転促進事業はいかにもかたく、事業名なんで仕方ないんですけども、災害、危険、移転、促進など、いかにもかたくて、立ち退きの要求をしているイメージがすごく強いと。市民の方々へ郵送する文書としては、いささか不備だったのではないかと思います。建設課長、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設課長。

○**青木邦博建設課長** 渡部議員のおっしゃるとおりで、内容については、周知と、あと、決して強制ではございませんが、移転する場合の補助金等についてのご説明をした文書を8月21日付で発送させていただきました。渡部議員おっしゃるとおり、ちょっと読むと、ストレート過ぎるかなという部分はありますので、もう少し前段に滑らかな内容の文章をつけて、そういう誤解がないようにこれからいたしたいと思います。

私からの回答は以上です。

○**渋谷佐輔議長** 7番、渡部秀樹議員。

○**7番 渡部秀樹議員** 答弁ありがとうございます。

行政文書は、構成、言い回し、つなぎ、締めくくりなどが特殊なものでありまして、どうしても伝わりにくいということがあるので、少し口語体のような、イラストのような絵を踏まえたやわらかい文書をしたほうがいいかもしれませんので、ご検討ください。

続きまして、除雪、融雪等の問題であります。

先ほど課長のほうから説明いただきましてありがとうございます。

その中で、細い路地のほうに重点してなんですけれども、どうしてもボランティアのような体制で補助金対応という形が、それが悪いとは私は思いません。ですが、現在、地域、まちなか、特にまちなかの高齢化が顕著であり、ひとり世帯、空き家も多いんですけども、5年前までは除雪作業ができていた方が今現在できなくなっていたり、数年後、確実にできなくなっているエリアもあると思いますので、一般の道路と同じような業務委託という形で業者のほうにお出しすることはどうでしょうか。

また、防雪柵につきましても、要望箇所を優先にしながら、今現在、防風柵もいろんな形のものがありまして、ネット上のちょっと安い安価に、アンカーのほうは同じだと思うんですけども、実際の柵のほうがネット上のものでもあるというので、その辺もあわせて提案していきたいと思うんですけども、この件に関しては、市民生活に直結するものでありますので、市長に答弁お願いしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** まず、防雪柵については、結構単価が高くて、議員おっしゃるように、もう少し安価で簡易なものがあるということなんですけど、もしこれが事故等起きた場合に、大変な状

況になりますので、なかなか我々行政がやる場合は、きちっとした基準を満たしたものでないとなかなか難しいと。そういうふうに考えていきますと、それでも国の公共事業の予算が削られている中で、防雪柵の要望というのはすごくあります。ただ、なかなかできなくていいですね。県自体も本当に厳選してやっていますので、なかなか大変なことは理解できますが、これを私どものほうでどんどんこれから進めていくというのは、財政状況を見ないと難しいのではないかなと思ってます。

あと、一方で、まちなかは特にそうなんですけど、市道以外のところの私道について、あるいは市道でも車両が入れない細い市道というのはあるわけなんですけども、市道路線になっていないところについて、今まで除雪してなかったところを、生活困難だと、冬の期間ですね。特に高齢者が自分でも外出できないというようなケースがございますので、それは普通の除雪とは別に、福祉の立場から検討しなきゃいけないと思っておりますが、こちらも高齢化率がどんどんふえて、厳しい状況の中で、どこまでどういう形でやっていくかというところをしっかりと議論していかなきゃいけないと、そういう対応をしたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 7番、渡部秀樹議員。

○**7番 渡部秀樹議員** 時間ではありますが、この件に関して、予算のかかることではありますが、少しでも検討課題に乗せていただければ幸いです。

お時間ですので、以上となります。ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** ここで暫時休憩いたします。再開は3時25分といたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時25分 再開